

JAMMAS

座席ベルト装着義務の対象となる農耕トラクタの
識別ステッカー

JAMMAS 0033－2025

令和 7 年 7 月31日制定

一般社団法人日本農業機械工業会

日 農 工 規 格

座席ベルト装着義務の対象となる農耕トラクタの識別ステッカー

1. 適用範囲

- (1) この規格は、道路交通法に基づき座席ベルトの装着が義務付けられた農耕トラクタを識別するためのステッカー（以下「ステッカー」という。）について規定する。
- (2) この規格は、令和9年1月1日以降に製造される農耕トラクタについて適用する。

2. ステッカーの様式と大きさ

- (1) ステッカーのデザインは、ISO7000-1702 に規定されたシンボルと「座席ベルト着用義務車」の文字を組み合わせたものとし、横型（図1）または縦型（図2）のいずれかを選択して使用するものとする。
- (2) ステッカーの地色は白色とし、枠線、シンボル及び文字の色は黒色とする。
- (3) ステッカーの面積及び形状については、面積は 3000mm^2 以上、縦横比は横型にあっては約 0.25、縦型にあっては約 1.2 を目安とする。



図1 横型ステッカー



図2 縦型ステッカー

3. 貼付位置

- (1) ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付するものとする。
- (2) ただし、ボンネットのいずれかの側面にコーナーポストマフラー、燃料給油台等が配置されていること等により同側面に貼付することが困難な場合にあっては、同側面の反対側に1枚のみを貼付することができるものとする。

4. その他

この規格は令和18年12月31日をもって効力を失うものとするが、令和19年以降もなおステッカーの貼付が必要と判断する場合には、有効期間を延長することができるものとする。